

## 約束が与える行為の理由と人間の相互依存

一〇四

伊勢俊彦

### はじめに

合理的な行為者は、その人が自分自身にとって最善と考える行為を常に行なうというのは、一見したところ、自明の真理である。自分自身にとってよりよい選択があるのに、それをとらずに、自分にとって最善と言えない行動をあえてとるのは、確かに不合理であろう。しかし、合理的な、すなわちよい理由をもって行なわれる行為の中にも、それが行為者自身の観点から見ても最善と言えないものがあるのではないだろうか。

約束を守るとするのは、(他の事情が等しければ)何事かをなすためのよい理由であろう。しかし、約束を守ることが行為者自身にとっての善につながるというのは一般的に真であろうか。いかなる行為にせよ、行為者自身がそれを選び取っている以上は、その人はその行為を自らにとって善とみなしている。そのように主張することも可能かもしれない。しかしそれでは、行為の合理性と善との関係を、まったくトリヴィアルなものにしてしまうことになる。約束を守るとは、しばしば、苦痛を伴う行動を要求する。なぜ約束を守るのかという問いに対して、それが長い眼で見れば自分にとっての善につながるのだと言うのは、直接的ではない、迂回した答え方である。約束を守らなければならない直接の理由は、それが、約束した相手に対する責務であるからに他ならない。

約束から生じる行為の理由のこうした特徴を一般化して、ある目的に対する手段としての合理性とは別種の、言語行為を支配する論理に内在的な理由と合理性が存在すると主張する論者に、たとえばハーバースマスがいる。こうした二元的な思考法の源流を、トマス・リードに見いだすことができる。リードは、約束から生じる責務の根源を、約束という制度をもつ社会の成員の利益に求めるヒュームの議論を批判して、約束からは、諸個人の利益追求とは別個の行為理由が生じると主張した。

約束から生じる行為の理由の特有なあり方に照らしてみれば、リードの主張はもつともと思われる。しかし、リードに発する、行為理由にかんする二元的な思考法によって取り落とされてしまうのは、なぜ、人間が約束をはじめとするコミュニケーション行為をつうじたがいの協同を必要とするかというそもそもの問題である。私は、人間がもともと相互依存的な存在であり、個人による利益の追求も、個人が独力で支配・制御できる領域の中では完結し得ないことに、人間どうしの協同が必要である根拠を求めるべきであると考えている。そして、約束にかんする議論を含むヒュームの社会哲学は、人間の協同の成立根拠を個人の利益に還元するものでは必ずしもなく、人間の相互依存的性格を視野に入れたうえで、直接的には自らにとっての善をもたらしえない行動が可能になるゆえんを明らかにするものとして理解できると考える。

以下の論述はつぎの順序で進める。「一 約束をめぐる争点」では、ヒュームの議論とそれに対するリードの批判が、行為遂行的な言語使用についてのデカルトやバークリの萌芽的洞察の水準を大きく超え、発語内の力というオースティンの創見の先駆をなすものであることをまず明らかにする。その上で、ヒュームとリードのあいだの争点、すなわち、約束による責務と有用性の関係の問題が、ハーバースによるコミュニケーションの合理性と道具的合理性との区別とも関連し、現代における理論的問題の考察にとつても意義をもつことを確認する。以上の整理の上に、人間どうしが相互に依存し、個人個人のニーズの充足が、他人との協同を必要とすることを考慮に入れることによって、一見、自分自身にとつての善とは直接のつながりをもたない約束による責務も、より広い視野から見れば、人間にとつての善に根拠をもつという主張を提示し、ヒュームのテキストの検討によつてそれを裏づける論証方針を導入する。

「二 約束と「精神の作用」」では、約束はいかなる自然な精神作用によつて成立するでもないがゆえに、人間の合意に依存するのでなければならぬというヒュームに対して、約束の基礎になる、「社会的な精神作用」を認めるリードの議論を取り上げ、一定の評価を与える。リードは、社会的関係を前提とした人間どうしの相互作用に即して、人間の精神の働きをとらえることを試みており、これは、集合的志向性の分析の先駆をなすものと言える。

しかし、リードの議論は、正義の徳性が有用性にもとづくとするヒュームの議論を批判しようとするあまり、約束と協同的な目的追求の当然の結びつきを断ち切ってしまう。「三 約束と協同行為」は、協同の目的を追求する行為の類型のうちに、約束による相互の責務の遂行を位置づけ、ヒュームの、合意概念にもとづく人為的徳論がそれをどのよう

に説明しうるかという問題を提示する。

合意による協同行動の原型としてヒュームが描出する、一艘のボートに二人の人が漕ぐ場合と、約束による協同行動との対比は、直接的協同に対する間接的協同として特徴づけることができよう。前者から後者への移行がいかにして可能になるかを説明する準備として、「四 物の直接的支配と間接的支配」では、人の物に対する支配の形態としての所有において、協同労働の成果の直接的分配から、各人の単独労働の成果の交換への移行を考察する。ここで重要なものは、物の直接的な使用や消費と分離された物の間接的な支配として所有が成立する条件である。

四での考察にもとづき、「五 人の行動の直接的支配と間接的支配」では、約束による責務を、人の行動の間接的支配として特徴づける。所有の場合と類比的に、約束による拘束のもとで、各人は、他人にとつての必要を満たすことを直接的な行動の目的とすることなしに行動しながら、たがいの必要を満たすことができるようになる。

以上から明らかになるのは、一方では、約束による責務が、確かに、行為者自身や他の特定の人々にとつての直接の必要とは異なつた行為理由を与えることである。他方、約束を特徴づけるこのような合理性（理由付与性）は、目的追求にとつての有用性という意味での合理性と別の次元にあるわけではない。約束のもつこのような特徴は、人間を根源的に相互依存的であり、その生存のために社会を絶対的に必要とする存在にとらえるヒュームの社会哲学の立場からこそ十全に把握することができる。「六 発語内行為と合理性」は、このことを確認して本稿を締めくくる。

## 一 約束をめぐる争点

言語表現の発話を行為として見るといふ考え方を明示的に打ち出した

のは、オーステインにはじまる言語行為論である。しかし、言語行為論の洞察を先取りするかのような議論は、近世の哲学者のうちにも散見される。「私は考える、ゆえに私は存在する」というデカルトの主張は、「私は存在しない」とあえて断定する行為を試み、そのことよって私の非存在という言明の不整合性を示して、私が存在することを明らかにするという思考の筋道を表現しているとも解釈される。バークリは『人知原理論』の序論において、語は観念を伝達するのみならず、感情や行動に影響を与える等の働きをも持つことを指摘した。オーステインによる「事実確認的」発話と「行為遂行的」発話の区別の先駆をここに見て取ることもできよう。とはいえ、デカルトにおいても、バークリにおいても、発話のもたらす因果的な結果、つまり発話媒介的なものと、発話そのものにおいて既に成立する発話の行為としての特性、つまり発語内的なものとの区別は認識されていないと思われる。発語媒介的なものと発語内的なものとの区別が明確に見て取れるようになるには、約束についてのヒュームの議論を待たねばならない。

言語表現の発話を行為として見るとき、最も重要な、そして問題を含んだ、ほとんど不可解とも言える特徴が、その発語内的な特性である。たとえば約束の場合、ある行為を実行するという意図を人に知らしめること自体は、その行為の実行を確実なものもしないし、行為を実行する責任を発生させるものでもない。では、約束という発語内行為から生ずるその履行の責任とはいかなるものであり、それはいかにして成立するのか。約束を構成する発話自体には、それを履行する行為を引き起こすならぬ因果的な効力も宿っていないと思われる。それにもかかわらず、約束を行なうということは、少なくとも他の事情が等しければ、それを実行する理由を与える。

ヒューム、およびヒュームを批判して独自の議論を展開したリードは、

約束という発語内行為のこうした特性を正面から問題にしている。彼らのあいだの争点は、発語内行為をつうじて与えられる行為理由を、目的の達成にとつての有用性という意味での理由との関係で、どのように位置づけるかという問題である。

行為の合理的説明にかんする一つの考え方によれば、行為の理由は、もっとも根本的には、その行為の結果として実現される、行為者にとつての善に存する。これに対して、約束の責務が行為理由となる場合、約束の実行が行為者にとつての善をもたらしことは、少なくともそう明らかではない。また、約束の責務が求めるのは、約束を実行した場合と同等の善が何らかのしかたでもたらされることではなく、まさに約束を行なった本人が、約束を実行することである。<sup>⑤</sup>つまり、約束を実行する理由は、単に行為者の観点からの善ではないように見えるのである。それはむしろ、約束を行なった者が、約束を受けた者に対して負う責任であると思われる。

約束による責務を、究極的には善の実現のための有用性にもとづくとするヒュームに対して、リードはあくまでも約束による責務の根拠を有用性とは区別しようとする。この対立は、哲学における二つの異なった基本的な考え方の対立の現われであり、現代においても、言語行為にかかわる議論を整理し、さらには、より大きな哲学的問題構成における言語行為の位置づけに見通しをつける上で、重要な意義をもっていると思われる。約束のような発語内行為から生ずる理由と、通常の目的と手段の関係によつて特徴づけられる理由の区別を基本にすえる、リードに連なる考え方は、たとえば、ハーバースのコミュニケーション的行為の理論においても、コミュニケーションの合理性と道具的合理性の区別として現われている。<sup>⑥</sup>したがって、言語行為論を社会哲学に応用するハーバース流の議論を批判的に検討する上でも、ヒュームとリードのそも

その対立を考察しておくことが有益であろう。

約束をめぐるヒュームとリードの対立は、心と行為をめぐるより一般的な問題に結びつく。その問題とは、複数の主体による協同的な行為と、それを支える集合的志向性にかんするものである。

周知のようにヒュームは、約束の責務が、人間の人為ないし合意によるものであると主張し、その論拠として、約束の言語表現がいかなる自然な精神の作用も表わしていないことを挙げる。これに対して、リードは、約束が、人間に自然に備わった「社会的な精神作用」であるとする。精神作用そのものの成立に社会的な文脈がかかわっているという、リードのこの大胆な主張は、人間の社会行動を支える集合的志向性の問題を考える上で、重要な出発点を提供している。

しかし、リードは、約束に伴う道徳的責務を有用性と切り離そうとするあまり、約束が可能にする人間どうしの協同の性格を理解する一つの有力な筋道を放棄してしまっているように見える。この点で、人間どうしの協同の様々な形態を視野におさめ、その中に約束による協同を位置づけることのできる視点を提供するのは、むしろヒュームの議論、とりわけ、彼の人為的徳論の中核にある一致ないし合意 (convention) の概念である。合意を説明するにあたってヒュームが最初に挙げている、一艘のボートを二人の人が漕ぐ例は、人間の協同の単純な原型を示している。ここから、いかにして所有や約束のしくみによって調整された社会の機構が成立するのか。この歩みは、人間の協同の直接的な形態から間接的な形態への移行としてとらえることができる。この移行のうちで、所有や約束という、間接的な、目に見えない関係による、物や人間の行動の支配が現われる。

このように考えるなら、約束による責務は、複数の個人が協同行為をつうじて達成しようとする目的にとつての有用性に基盤をおいているこ

約束が与える行為の理由と人間の相互依存

とは、あまりにも明らかだと思われる。それにもかかわらず、約束の遵守と目的の追求を、まったく別の次元にあるもののようにみなす理由の一つは、目的の追求が、個人の次元にのみ属するものと考えられていることであろう。まず独立した諸個人を出発点におく考え方が、近代思想では支配的である。これに対して、人間の本来のかつ不可避的な相互依存、それゆえの協同の絶対的必要性から出発し、独立した個人というあり方もそこから発生するという考え方が可能であろう。個人の目的追求における合理性と、道徳的責務の遂行における合理性とは、双方とも、共通の目的にむかう直接的な協同に起源を持つのではないか。こうした、社会哲学の基本問題の構成にかんするオルタナティブな見方をも、ヒュームの議論は示唆していると思われる。

次節以降で、主としてヒューム『人間本性論』のテキストをもとに、今述べたような見通しを肉付けしていく。

## 二 約束と「精神の作用」

第一に、約束を成立させる精神の作用にかんする議論をとりあげよう。ヒュームとリードの約束にかんする議論は、約束の発語内行為としての特徴について一致した認識を示す一方で、たがいに鋭く対立する一面をもっている。その対立は、いかなる精神の作用が約束を成立させるのかという点にかかわっている。

ヒュームは、約束を示す明示的な言語表現の使用を約束の本質的な特徴として挙げている。(F 3.2.5.10)<sup>⑦</sup>しかるに、こうした明示的な発語がいかにして発語内行為を構成するのだろうか。この問いに対するヒュームの答えは、約束を構成する発語がいかなる精神の作用を表現するのかという別の問いへの答えから得られる。後者について、ヒュームは、約束

の表現するものが、約束された行為の実行への欲求、決意等いかなる精神作用と考えても、それらが約束の成立する必要条件でも十分条件でもあり得ないことをもって、約束はいかなる自然な精神作用を表現するものでもないと答える。ヒュームによれば、このことが示すのは、自他の所有の区別、同意による所有の移転とならんで、約束に伴う責務が人間の行なう人為的な一致ないし合意にもとづくということである。(「32.5.27」)

リードはこれに対して、約束に伴う責務の基礎が人為的な合意であるというヒュームの主張を批判し、約束は自然な精神作用にもとづくものであると論ずる。しかし、その精神作用とは、約束を行なう者の精神のうちにある欲求、決意等のいずれでもない。約束の効力を生み出す精神作用は、約束を行なう者と約束を受ける者の双方を巻き込んで成立する「社会的な精神作用」なのである。このような精神作用は、人間が一人だけで形成する信念や欲求のような「個人的な精神作用」とは区別される。(AP 330, 342) リードによれば、約束のみならず、証言や、さらにはより単純な問いかけを含めて、他の人に対して何らかの責任を引き受けたり、逆に何かを問い求めたりする行為は、すべて社会的な精神作用の現われである。そしてこれらは、「個人的な精神作用」に劣らず、人間に自然に備わった精神作用なのである。(AP 330)

「社会的な精神作用」の領域としてリードが取り出した諸現象は、きわめて興味深い特徴を示している。というのも、リードは、約束とならんで、証言という事実確認性をもつ言語行為を社会的な精神作用の代表例として挙げているからである。(AP 333) 事実にかんする証言をなす者は、単にその証言内容の真偽や正当性の基準によって吟味を受けなければならぬばかりでなく、その証言という行為を誠実に遂行していることについて、証言を受ける者に対して責任を負う。事実を述べるこのよう

した行為的性格についての観察は、ヒュームにも見られない、リード独自の卓見と言ってよいであろう。リードのこの見解は、いったん立てた事実確認的発話と行為遂行的発話の区別を捨て、すべての発話を行為としてとらえようとしたオースティンの思考の歩み<sup>⑤</sup>を先取りすると同時に、人間の知性の働きそのものをも、社会的関係を前提とした人間どうしの相互作用としてとらえる哲学的視野を開くものである。リードが「社会的な精神作用」という概念によって指し示しているものは、社会的文脈に埋め込まれた人間の心の働き、より今日的な用語では、「集合的志向性」に相当するものと言えるのではないだろうか。

### 三 約束と協同行為

ところが、リード自身の議論の枠組みは、「社会的な精神作用」にかんする洞察を集合的志向性の理論へ接続するうえで大きな問題をかかえている。リードは、約束に伴う責務をはじめ、正義の徳の拘束力が有用性にもとづくということをヒュームの中心的な主張ととらえ、それに対して、正義の徳性はそれ以外の目的に照らした有用性にもとづくのではなく、独自の自然的基礎をもっていることを示そうとした。(AP 303ff.) そしてその中で、約束の責務が、それ自体としてはいかなる目的の追求とも必然的に結びつくものでないことを強調した。(AP 336) しかし、約束のような発語内行為を集合的志向性の観点から考察するとき、共通の目的を追求する協同的な行為との関連を無視して出発することは困難である。そして、協同的な行為と約束の関係を考えるとき、有力な出発点となるのはむしろヒュームの人為的徳論であり、その中核にある一致ないし合意の概念なのである。

共通の目的を追求する協同的な行為は、大きく二つの種類に区別する

ことができる。一つは、複数の個人が同時に類似した行動をとるが、個人のあいだでの役割の分担は見られず、それぞれの個人は単独でも成果を上げることができ、協同行為の全体的成功は個人個人の行為の成功の総和以上でないような場合である。運動会の玉入れなどがこれに当たるとであろう。もう一つは、個人の単独の行為では成果を上げることができないが、参加者の全員ないし少なくとも大多数が一致してある行動の枠組みに従うことによつて、協同行為の成功がもたらされる場合である。運動会の種目で言えば二人三脚がそれである。ヒュームが人為的一致ないし合意の原型を示す事例として挙げている、一艘のボートを漕ぐ二人の人の例 (F 32210) をはじめ、自他の所有を区別し、それをたがいに尊重すること、同意による所有の移転、約束の遵守など、ヒュームの正義論が扱う「自然の法」に従う行為もこの後者の場合に当たるとする。

個人個人の行動の成功が全体の協調に依存する種類の協同行為のうちでも、諸個人の行動の相互関係が時間的空間的に近接して直接の場合と、より間接的な場合とが区別できる。一艘のボートを二人の人が漕ぐ場合、二人がたがいに息を合わせてオールを引かなければ、ボートは先へ進まず、協同行為は直ちに失敗する。この意味で、二人の行動はたがいに直接的、具体的に結びつけられている。これに対して、ヒュームが約束が必要な事例として挙げている、別々の日にたがいの収穫を手伝いあう (手伝いあえない) 農民の場合、(F 32258) 今日甲が乙とともに働くことと、明日乙が甲の手伝いをする事との間には、時間的にも空間的にも間隔が置かれており、一方が他方をいやおうなしに引き起こすような結びつきは見出せない。明日の労働についての約束が果たされようと果たされまいと、今日の労働は終わり、収穫はすでに確保されているのである。

これら二つの場合のいずれについても、二人の人はたがいに對してあ

る務めないし責務を負うことができる。しかし、二つの場合の責務の性質は、かなり異なっているように見える。たがいに息を合わせてオールを引く務めが、直接に共通の目的に向かっているのに対し、収穫を手伝いあう農民の場合は、たがいが果たしあう務めは、一見したところ、共通の目的に向かっているというよりは、それぞれの個人にとつての別々の目的に向かっている。後者のような場合を、二人の人の協同行為といふことは、そもそも適切なものであろうか。また、後者の種類の務めないし責務を、前者の種類の務めないし責務にもとづいて説明することは可能なのであろうか。

#### 四 物の直接的支配と間接的支配

ここで問題になのは、人と人との関係を直接的に調整し統制することと、約束等の発語内的手段によつて成立する責任や責務によつて間接的に調整し統制することとの対比である。この問題を考察するためには、いったん回り道をして、人と物との関係についての、直接的な支配と間接的な支配の対比を検討するのが有益であらう。

人と人との関係を統制するのが、責任や責務であるのに対応して、人と物との関係を統制するのが所有である。人と物とのもつとも直接的な関係は、人が物を使用あるいは消費するというかたちで成立する。これに対して、所有という関係は、物を実際に使用し消費することも、その前提として手もとに置き占有することも含意しない、それ自体は目に見えないものである。所有は、物を実際に使用し消費する力であるが、その力の実際の行使を必ずしも伴わない。(F 3237, 3242) それどころか、所有の同意による移転、これによる所有物の交換が広範に行なわれることを考慮に入れるなら、所有物の多くは、自ら実際に使用し消費するた

めではなく、他人による使用と消費に供するために、いったんそれを実際に使用し消費することのない人々によって取得されるとさえ言える。このような、使用と所有を分離しながら人と物との関係を統制するしくみはいかにして成り立つのか。これが、人と物との関係にかかわる直接的な統制と間接的な統制の問題である。(なおここでは、話を簡単にするために、人と物との関係を、生存のために直接に使用しない消費されるものの場合に限り、それらの取得や生産のために必要となる生産手段等には言及しないでおく。)

ここで、一艘のボートを二人の人が漕ぐのに相当する、直接的な協同関係として、人々が、協同して労働することによって直接的に取得した成果を、各個人の必要に応じて直接に分配している状態が考えられる。これに対して、収穫を手伝い合う二人の農民の場合は、各人が別々に労働し、その成果を交換し合う場合に相当するであろう。協同労働による成果の分配から、各人の単独労働による成果の交換への移行を説明するにあたって、注目すべきポイントが三つある。それらのうちの二つは、物の取得を所有として成立させる人々の合意にもとづく承認、所有の対象となる物の譲渡の一般的な必要性と可能性である。そして三つ目は、一見第二の点と逆のようだが、所有の対象は、特定の人に譲渡される必要がなく、また誰にも譲渡せずに保持しておくことができることである。労働の成果が、各人の必要に応じて直ちに分配され、消費される場合でさえ、そこに見出される人と物の関係は、単独で狩をする肉食獣と獲物の関係のような、単なる自然的な関係ではあるまい。それは、たとえ明示的ではなくても、ともに労働する人々の承認を受けているという意味で、すでに合意と一致にもとづく所有という性格をもつ。これと同様に、一艘のボートを漕ぐ人々がたがいにもつ責務も、合意にもとづいて付与されているという点で、約束による責務と同じ性格をもつと言える。

他方で、一人一人の人間が、自らの活動のみによって生存に必要な物質的財貨を取得することはほとんど不可能であり、自らの活動だけで足りないものについては、いったん他の人々の活動によって取得されたものの譲渡を受けなければならぬ。これは、分業の発達した社会ではもちろん、狩猟者の小さな共同体でさえ、すでに当てはまることである。そうした共同体でさえ、それが何世代かにわたって存続するからには、小さな子ども、高齢者や心身に障害を持つ人々、けがや病気で一時的に労働活動から離脱している人々、そしてこれらの人々を世話する人々が存在し、これらの人々の生存に必要な財貨は、成人の狩猟者の労働の成果から譲渡されねばならないからである。

ただし、労働の成果が、直ちに消費のために分配される場合は、その分配を受けるのが労働に直接加わった者以外を含むとしても、物の直接的消費と区別して、所有というかたちをとった物の間接的支配が前面に現われることはないであろう。所有という目に見えない関係による物の支配がその機能を発揮するには、物を使用も消費もせずに保持しておくことができる必要がある。しかしこの条件は、穀物のように比較的長い期間腐敗せずに貯蔵しておける財貨の利用が可能であれば、すぐに満たされる。物がこのように、すぐ消費される必要がなく、誰が消費するか決定されることもなしに、一定の期間保持しておける状態。このような状態において、使用と所有を分離しながら人と物との関係を間接的に統制するしくみが機能しはじめる。

一定期間消費されることなく保持されている財貨は、結局これをその財貨を保持している本人が消費してしまうことも、本人以外に譲渡することも可能である。譲渡される分は、結局、本人にとっての有用性のためでなく、他の人の欲求を満たすために保持されていたことになる。ただし、それが誰の欲求を満たすために保持されているのかは、それが現

実に譲渡され、最終的に誰かによって消費されるまでは確定していない。他方、各個人は、最初自分が保持しているものだけでは生存のための必要を満たすことができないので、自分が保持しているのは別の種類の財貨について、他の人々から譲渡を受ける必要がある。しかし、この人々は、他の人々が自分の必要に直接に配慮して物を譲渡してくれるのを待つのではなく、自らの手もとにあつて、誰によって消費されることも決まっていなない財貨を対価とすることによって、他の人々が保持している財貨を手に入れる。こうして相互の必要を満たすための相互の譲渡が、やがて、等価なものの交換というかたちをとるようになる。(いかにしてそうなるかは、ここでは論じない。)そのとき、物は、その直接的な有用性に即してではなく、交換可能性に即して取り扱われる。こうなると、物は、実際に自分に手もとに置いて占有される必要がなくなる。とともに、実際に手もとにおいて占有されることのできない対象までも、所有や交換の対象としうるようになる。こうして、所有はそれ自体としては目に見えない関係として、直接の使用や消費と独立に存立する。そして、このような所有がある人から別の人へと移転する際にも、現実に所有の対象が引き渡される必要はなく、当事者の明示的な同意の表明という記号的な行為だけで十分となるのである。(T 3.2.4.2)

## 五 人の行動の直接的支配と間接的支配

人と物との関係にかんする以上の考察を踏まえて、人と人との関係の統制と制御の問題に話を戻そう。人と物との関係にかかわってわれわれが注意したのは、合意による承認、物の譲渡が一般的に必要であり可能であること、それと並んで、ある特定の物については、それを特定の人に譲渡する必要がなく、誰にも譲渡しないことが可能であることであつ

た。人と人との関係についても、これと類比的な三つのポイントを上げることができる。第一に、人と物との関係の場合と共通して、合意による承認、第二に、利他的行為の一般的な必要性と可能性、そして第三に、この必要性が、特定の個人が特定の他の個人の必要を満たすことを直接的目的としなくても満たされる可能性である。

一艘のボートを二人の人が漕ぐ、直接的な協同行為の場合において、各人が負う務めは、約束の責務と同じ性格のものなのか。この種の協同行為においては、各人の行動が相手の行動をたがいに直接的に規定しあう。しかし、この規定関係は単なる自然的な関係でなく、相互の合意と承認を伴った関係である。この点で、直接的協同行為における務めが約束の責務と同じ性格をもつことは、すでに確認したとおりである。

また、人間の行動のうちに、協同的な行為や、利他的な行為が存在することは、偶然ではない。どれほど恵まれた条件にあつても、一個の個人が自分の生存を支えるのに必要なものをすべて自分ひとりの活動によって直接手に入れることは容易ではない。しかも、どんな個人でも、一生のうちのある段階では、他の人々による世話を必要とする。たがいに協同し合い、世話し合うことは、それぞれの人間の全生涯と世代から世代にわたる共同体の存続を視野に入れれば、絶対的に必要なのである。

ただし、所有物の同意による相互の移転つまり交換を前提とすれば、他の人々の必要を満たすことは、直接の協同行為や利他的行為によらなくとも、自分ひとりで労働し、その成果を他の人々と交換することによって可能になる。そうすると、諸個人の労働は、それがあつた特定の個人にとって直接に有用な成果を生み出すことではなく、誰とのあいだでも交換可能な成果を生み出すことを目的に、それぞれの個人によって行なわれるようになる。こうして、社会は、諸個人が共通の目的に向かって協同して行動する場ではなく、各人が別々の目的に向かって独立して行動する

場として現われる。

しかし、各人が自分自身の目的に従って行動する場合にも、しばしば人の手助けを必要とする。一人の農民が自分の畑の収穫にもう一人の農民の手助けを必要とする場合がこれである。ただし、ここでは、この第二の農民にとって、他人の収穫を手伝うことは直接の目的にならない。とすれば、この人の手助けを得るには、それがこの人自身にとっての目的のための手段となるようにする以外にない。したがって、最初の農民は、第二の農民の手助けを得るために、その代わりとして、自分がこの人の手助けをすることを約束しなければならないのである。ここで、最初の農民は、第二の農民の現在の行為に対する代価として、自分の未来の行為を引き渡すのだが、未来の行為の現物を現在引き渡すことは不可能であるから、この引渡しは、明示的な同意という記号的な行為によって行なう以外にないのである。(F 3258)

こうして、約束による責務をつうじて、本来行為者自身の目的でない行動を行なわせるという、人の行動の間接的支配が可能になる。この前提として、各人の行動が、自分以外の特定の人の必要を満たすことを直接的目的としなくても、自分以外のある人の必要を満たすことができることが求められる。そして、約束による責務は、人の一定の行動を直接的、物理的に支配せず、約束が実行されないことを、少なくとも思考の上では可能性として残したままで拘束するという意味でも、利他を直接に志向しない間接的協同の可能性を含意しているのである。

以上の考察によって、共通の目的をもつ協同行為と約束の責務との関係について何が明らかになったのか確認しよう。まず、責務の性格については、合意による承認にもとづくという点で、協同行為における責務と約束の責務は共通である。人間は、共通の目的を持つ協同行為におい

て責務を負うことができるからこそ、約束による責務をも負うことができるのである。

ただし、行為の目的については、協同行為の目的の共通性とは対照的に、約束による責務は、各人が、それぞれ自分自身の別の目的によって行動することを前提に成り立つ。各人が、自分自身の別の目的によって行動するという社会のあり方は、物の所有と使用が分離され、所有の同意による相互の移転すなわち交換が可能になることを通じて成立する。約束による責務を通じた複数の個人の行動の調整は、物の交換に準ずる労働の交換とみなすことができる。

ヒュームの人為的徳論は、人々が共通の目的を直接的に追求する協同社会から、所有、交換、約束をつうじて各人が別々の目的を追求する発達した社会への移行を、人間による合意ないし一致を基礎に一貫したかたちで理解する展望を与えている。

## 六 発語内行為と合理性

協同行為と約束をめぐる以上の考察からはまた、約束の与える行為の理由について、いくつかの結論を引き出すことができる。約束による責務が行為の理由となるのは、利他行為の直接の理由が存在せず、行為の理由はまず何よりも自分にとっての理由であることをむしろ前提とする。それにもかかわらず、約束は相手のために何かをする理由を与える。いわば、約束は、狭い意味での自分にとっての理由の体系に、別種の理由を接木するのである。この種の理由は、リードのような論者によれば、狭い自己利益の追求を超えた高い段階の精神作用を示すものである。これに対して、ヒュームの議論に依拠したわれわれの考察によれば、各人が独立して別々の目的をもって行動するという社会の状態はそれ自体が

ひとりの足で立っているものではない。それを支えている構造は、むしろ、人間の本質的な相互依存によって組み立てられている。約束による行為理由の存在は、個人相互の独立という表層の見かけを破って、人間の根源的な相互依存性を明るみに出すのである。

しかし、諸個人が直接に相互に依存し合う状態では、目の前の諸個人の欲求が、協同行為や利他行為の直接の理由を与え、別の種類の行為の可能性を事実上排除する。これに対して、約束の場合は、行為者が約束の責務の存在を承知した上で、それを約束された行為の実行の十全な理由として認めない可能性を、少なくとも思考の上では視野に入れた上で、改めて行為を実行するかしないかを決定することができる。

このように、発語内行為を通じて提示された理由を受け入れるか否かの決定というところに、自分のであれ他の人々のであれ、直接的な欲求を満たすというのとは異なった理由のあり方、また、理由と行為のつながりの特徴づける合理性のあり方を見出すことは、確かに可能である。あるしかたでの理由の提示を、発語内行為を一般的に特徴づける機能の一つと考えることも可能かもしれない。約束が約束された行為の実行という結果を生むのは、行為者が約束による責務を行為理由として受け入れることによる。同様に、あることがらを述べる行為がそのことがらについての信念を生むのは、そのように述べられたということが、そのように信ずる理由として受け入れられることによる。発語内行為によって提示される理由が理由として存立することは、話し手が聞き手にコミュニケーション的に働きかけ、聞き手がそれに呼応することを必要とする。ただし、こうした理由や合理性の存在を特徴づける際に、まず独立した個人を想定し、それぞれが自分の目的の達成を独立して追求するといふ合理性の像の上に、そうした自立した個人が自由な交わりを結ぶ空間を特徴づけるものとして、発語内行為が構成する種類の合理性を位置づ

けようとする試みの正当性は疑わしい。リードによる「社会的な精神作用」と「個人的な精神作用」の区別、また、現代においては、ハーバースによる「コミュニケーション的合理性」と「道具的合理性」の区別を、こうした試みの代表例としてあげることができる。自分の目的の達成を追求する個人の合理性も、約束による責務を正当な理由とする種類の合理性も、根源的に相互依存的であり、不可避免的に協同を必要とする人間のあり方という土台の上に成立する。ヒュームの議論をベースとするわれわれの考察が示すのはこのことである。

(付記) 本稿は、二〇〇八年三月二八日に帝京大学八王子キャンパスにおいて行われた日本イギリス哲学会研究大会のシンポジウム「言語行為論の再検討」での報告原稿を改題加筆したものです。報告の機会を与えていただいた日本イギリス哲学会と、貴重な質問やコメントをいただいたシンポジウム参加者各位に改めて謝意を表します。

#### 注

- ① Hintikka, Jaakko, "Cogito Ergo Sum: Inference or Performance?", *Philosophical Review*, Vol. 71, No. 1, 1962, pp. 3-32. (ヤッコ・コンティッカ「コギト・エルゴ・スムは推論か行為遂行か」、小沢明也訳、デカルト研究会編『現代デカルト論集Ⅱ英米編』、勁草書房、一九九六年、一一―五三ページ。)
- ② Berkeley, George, *A Treatise concerning the Principles of Human Knowledge*, 1710, Introduction, Sect. 20.
- ③ Austin, J. L., *How To Do Things With Words*, Oxford University Press, 1962, 1975, Lecture I. (J. L. オースティン『言語と行為』、坂本百大訳、大修館書店、一九七八年。)
- ④ Austin, op. cit., Lecture VIII.
- ⑤ この特徴は、「ダーウォールが」行為者相対的な理由 (agent-relative reasons) と呼ぶものに共通している。Darwall, Stephen, *The Second-*

*Person Standpoint*, Harvard University Press, 2006, pp. 5-10. ターウォールはまた、正義論についてのヒュームとリードの対立を、リードに好意的な立場から考察している。Op. cit., pp. 181-209.

⑥ ユルゲン・ハーバーマス『コミュニケーション的行為の理論(上)』、河上・フーブリヒト・平井訳、未來社、一九八五年、三〇―三八ページ。(原著一九八一年。)

⑦ 『人間本性論』(原著一七三九―四〇)のテキストへの指示は、'F'に続いて以下の版のパラグラフ番号を記す。David F. Norton and Mary J.

Norton, eds., David Hume, *A Treatise of Human Nature: a critical edition*, Oxford University Press, 2007.

⑧ リードのテキストへの指示は、『人間の活動的諸力についての試論集』(原著一七八八)により、'AP'に続いて以下の版のページ数を記す。Knud Haakonssen and James Harris, eds., Thomas Reid, *Essays on the Active Powers of Man*, Edinburgh University Press, 2010.

⑨ Austin, *ibid.*

(本学文学部教授)